

事 務 連 絡

令和5年1月6日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方 及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に 関するガイドライン」の改正について（周知）

このガイドラインの実施における大前提

- ① このガイドラインの目的：新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺族等をはじめ、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者が**臨終後の対応、今後の社会状況の変化や遺族等の意向を踏まえた葬儀、火葬等を執り行う**に際して参照することを主に想定しています。
- ② **感染予防対策の実施**：葬儀や火葬では、屋内で高齢者や基礎疾患のある者と接することがあるため、平時からのワクチン接種に加え、基本的な感染対策として、体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等が重要になります。

個別の場面における主な関係者

	遺族等 の方	医療従事者 等の方	遺体等を 取り扱う 事業者の方	火葬場従事者 の方
2-1. 臨終後の対応 (死亡確認後の遺族等 の方への対応)	●	●		
2-2. エンゼルケア (死後処置)	●	●	●	
2-3. 納棺	●	●	●	
2-4. 遺体搬送	●		●	
2-5. 通夜、葬儀	●		●	
2-6. 火葬	●		●	●
2-7. 拾骨	●			●

納体袋の取扱い

- **遺体に適切な感染対策**（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に取扱うことができ、**納体袋に収容する必要はなくなります。**

※ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。

- **感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体**は、**通常の遺体と同様に取扱う**ことができ、納体袋に収容する必要はありません。

ただし、葬儀社はこれらガイドラインに対応中であるので、各葬儀社に問い合わせること

- **通夜・葬儀**：新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、**適切に感染対策**を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いいたします。
- **火葬**：型新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、**適切に感染対策**を講じて、火葬を執り行うようお願いいたします。

※本ガイドラインに記載している「適切に感染対策」とは

- ① 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること
- ② 納棺時に棺表面を清拭・消毒すること
- ③ 基本的な感染対策の徹底
 - 体調不良時のオンライン等の活用
 - 三つの密（密閉・密集・密接）の回避
 - 人と人との距離の確保
 - 場面に応じたマスクの着用
 - 手洗い等の手指衛生
 - 換気等

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、
24時間以内に火葬しなければならないのですか。

- 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬することができるとされており、**必須ではありません**（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条）。**感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱をする必要があります。**

- 火葬は、24時間以内でなくても良い
- 感染拡大防止に注意しながら、できる限り遺族の意向等を尊重する

医療機関や施設で亡くなられた場合に 自宅に遺体を移送してもよいですか。

- 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずることにより、遺体からの感染のリスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- 医療機関や施設から自宅に遺体を移送する場合も、エンゼルケア（死後処置）により適切な感染対策を講じることによりリスクの低減がはかられ、更に遺体を納棺することで、感染のリスクは極めて低くなると考えられます。

濃厚接触者は一般的に所定の期間は不要不急の外出を控えるように要請されますが、葬儀・火葬等に参列してもよいでしょうか。

- 葬儀、火葬等は、故人とお別れする最期の場面です。
- 濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状のある場合については、対面での打合せや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等をお願いしてください。
- 無症状の濃厚接触者についても、オンラインの活用等、対面を避ける取組が推奨されますが、その方の検査の状況を踏まえつつ、感染対策を徹底することが可能であれば対面での対応も検討することができます。
- 濃厚接触者が葬儀、火葬等へ参列される場合、その方の検査の状況を踏まえつつ、特に基本的な感染対策（体調不良時のオンライン等の活用、三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底してください。

火葬場において

- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を執り行うようお願いします。

遺体からの感染リスク：死後処置エンゼルケア

- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染、エアロゾル感染で感染します。遺体においては、体内に感染性ウイルスが残存していても、呼吸や咳による飛沫感染やエアロゾル感染のおそれはありませんが、接触感染、搬送時等の体液等の漏出に伴う感染に注意する必要があります。しかしながら、**遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）**を講ずることにより、遺体からの感染リスクは極めて低くなり、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。
- 遺体からの接触感染に注意：手袋を着用したままであちこち触らない。手袋を外した後は必ず手指衛生（手指消毒または手洗い）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方への エンゼルケア（死後処置）の例

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方には、体液等の流出予防のため、鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等を含めたエンゼルケア（死後処置）を行う。
- 必要物品：エンゼルケアセット（綿球、カット綿、ゼリー等）、紙おむつ、衣類（遺族が希望するもの）、清拭用タオル、洗面器、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）等
- ケアの手順
 - (1) 衣類・義歯の装着については、患者の宗教や習慣を尊重し、遺族の意向を確認する。
 - (2) ケアをする人は、処置前サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）着用。
 - (3) 全身を清拭し、鼻、肛門等に詰め物等をして、紙おむつをあてる。
 - (4) 点滴の刺入部等、体液の滲出が見られるところは、テープ等でふさぐ。
 - (5) 遺族の希望に応じ衣類を替える。
 - (6) 髪を整え、遺族の希望に合わせて化粧をする。
 - (7) 口が閉じない時は、枕を少し高くしてタオルを顎の下に入れる。
 - (8) 個人防護具をとり、手指衛生を実施する。

高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合、エンゼルケア（死後処置）は誰が行うことが考えられますか。

- 高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合は、地域の実情等に応じてエンゼルケア（死後処置）を行っていただくこととなりますが、当該施設の看護職員や当該施設に応援で派遣されている協力医療機関等の看護職員などがエンゼルケア（死後処置）を行うことが考えられます。

納体袋への収容方法

- ① 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずる場合は、通常の遺体と同様に取り扱いことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。
- ② ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- ③ 納体袋は液体が浸透しない（非透過性）素材の袋を使用してください。

【使用する納体袋について】

- アウターとインナーが分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用
- アウターとインナーが分かれていない納体袋を使用する場合、少なくともお顔の部分が透明な納体袋を使用

【個人防護具の着用について】

- 納体袋に遺体を収容時は、サージカルマスク、手袋、使い捨ての長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）

【収容手順の例】

※ アウターとインナーが一体となった納体袋でも、同様の消毒手順や手指衛生を実施します。